

【新 Quick Master 憲法 [第3版] 訂正表】2013年12月20日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	備考
P538	実践・過去問 158	肢ア 最終行	実質的特定権	実質的決定権	(2013/12/20 掲載)

※ 非嫡出子法定相続分規定に関する判例変更に伴う本書の変更箇所のお知らせ

さる平成25年9月4日、最高裁判所は、非嫡出子の法定相続分について定めた民法900条4号但書について、従来の判例を変更し、違憲とする決定を下しました（最大決平25.9.4）

今回の判例変更に伴い、本書のうち従来の判例に基づいて記載されていた箇所について、変更する必要がありますので、次の通りお知らせいたします。

《正答などの変更点》

ページ	問題番号	変更前	変更後	補足
P14-15	必修	3	3, 4	肢4が×から○になります。
P20-21	4	1	なし	肢1が○から×になります。
P22-23	5	3	1, 3	肢1が×から○になります。
P28-31	8	1	なし	記述オが×から○になるため、妥当な記述がア、ウ、オとなり、正答がなくなります。
P32-34	9	4	4 (解説が一部変更)	記述ウの解説が、民法900条4項但書が合憲であることを前提としたものとなっていますが、新判例によれば、そもそも民法900条4項但書が違憲であるので、本記述は妥当でないこととなります。
P36-38	10	1	1, 3	肢3が×から○になります。
P40-41	章末 Q9	×	○	新判例は、民法900条4項但書は憲法14条に違反し違憲であるとしました。
P396-397	112	1	1, 2	肢2が×から○になります。

《内容の変更点》

該当箇所	変更前	変更後
P17 上から5番目の判例チェック	判例は、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法900条4号但書は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものとして合理的であるので、憲法14条に違反しないとしました（非嫡出子法定相続分事件，最大決平7.7.5）。	判例は、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法900条4号但書は、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由とした不合理な差別であり、憲法14条に違反するとしました（非嫡出子法定相続分事件，最大決平25.9.4）。